

【余市警察署からのお知らせ】

～みんなで築こう、安全で安心な大地～

1. 「全国地域安全運動」が実施されます

- 運動期間 10月11日(木)～20日(土)
- 運動重点 ア・子供と女性の犯罪被害防止
イ・特殊詐欺の被害防止

2. 子供と女性の犯罪被害防止のポイント

- 防犯標語「いかのおすし」を使った繰り返しの防犯指導や、登下校時の見守り活動を行いましょう。
- 夜間に帰宅する時は、一人歩きは避け、人通りが多く明るい道を歩くようにしましょう。
- イヤホンで音楽を聴きながら、スマートフォンを操作しながらの「ながら歩き」はしないようにしましょう。
- 防犯ブザーなどの防犯グッズを携帯するようにしましょう。

3. 特殊詐欺の被害防止のポイント


- 「民事訴訟最終通告」などの葉書が届いたら架空請求詐欺です。すぐに警察に相談しましょう。
- 「有料動画の未納料金」などというメールで身に覚えのない料金を請求されたら、架空請求詐欺を疑って、すぐに警察に相談しましょう。
- 犯行グループからのだましの電話には、自動通話録音・警告機等の迷惑電話対策機器の設置や在宅時の留守番電話機能の設定が被害防止に効果的です。

問合せ 余市警察署 ☎22-0110

【厚生労働省からのお知らせ】

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

～事業主（使用者）の皆様へ、年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討しましょう。～

 事業主（使用者）の皆様へ、来年度の業務計画等の作成に当たり、従業員の年次有給休暇の取得を十分に考慮するとともに、年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討しましょう。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

なお、この時季指定を行わなければならない5日間について、計画的付与制度をはじめ、労働者が取得した年次有給休暇の日数分は時季指定の必要がなくなります。

年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討しましょう。

問合せ 小樽労働基準監督署

☎0134-33-7651

よいちの人口

平成30年8月31日現在 ※（ ）内の数字は前月比

人口 18,965人 (-28)
 男性 8,761人 (+4)
 女性 10,204人 (-32)
 世帯数 9,970世帯 (-13)

平成27年国勢調査人口・世帯数(確定値)
 人口 19,607人 世帯数 8,769世帯

【税務課からのお知らせ】

～今月の税～

固定資産税 : 3期 納期限
 国民健康保険税 : 4期 10月25日(木)

集合徴収所をご利用ください！



納期限当日には、夜間でも納税できるように集合徴収所を開設しています。

納付書を持参のうえ、お越しく下さい。納税相談も実施しています。

●今月の集合徴収●

日時 10月25日(木) 午後5時30分～7時
 場所 ・役場1階 税務課窓口
 ・福祉センター本館(富沢町)

納期内納付が原則です！

町税は、道路・公園の整備、教育、子育て支援、各種福祉サービスなど、皆さんの暮らしを支える大事な費用に充てられています。もし町税が納付されなければ、町の財源が不足し、行政サービスの低下につながります。

納期内に納付している方との公平性を保つためにも、町税は必ず納期内に納めてください。

北海道と共同催告を実施します！

本町では、収納率向上のため、町道民税を納付されていない方に対して、北海道との連携により催告書の発行を行います。送付された方につきましては、指定期日までに必ず納付するようお願いいたします。

指定期日までの納付が確認できない場合については、法律に基づき、滞納処分(預金、給与、不動産等の差押)となる場合があります。

納税相談はお早めに！

督促状や催告書を放置し、滞納金額が大きくなるほど、滞納状態の解消が困難になってしまいます。取り返しがつかなくなってから相談するのではなく、**税務課から文書が届いた時点で、すぐに税務課納税グループへご相談ください。**



問合せ 税務課 納税グループ ☎21-2116

【厚生労働省 北海道労働局

労働基準監督署からのお知らせ】

「必ずチェック 最低賃金！使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 **835円**

効力発生日 平成**30**年**10**月**1**日